

令和8年度
「交通空白」解消パイロット・プロジェクト
(第1弾)
公募要領

令和8年5月
国土交通省総合政策局地域交通課

1 事業目的

国土交通省では、令和7年度から9年度までを「交通空白解消・集中対策期間」とし、令和7年5月には「交通空白」解消に向けた取組方針「2025」を策定して、地方運輸局等による伴走支援や必要な財政支援をはじめとする国による総合的な後押しを通じ、全国の「交通空白」の解消に向けた取組を推進しているところです。

こうした取組の1つとして、令和6年11月には国土交通省「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）を設立し、お困りごとを抱える自治体や交通事業者と、「交通空白」解消に資するソリューションを持つパートナー企業との出会いからプロジェクトの実施までを、段階的かつ総合的に支援しています。また、本プラットフォームにおいては、先進的な知見や技術の活用により全国で「交通空白」の解消に取り組むロールモデルを「『交通空白』解消パイロット・プロジェクト」とし、事例の創出と展開を進めることで、全国的な交通課題の解決を目指してきています。

この度、令和8年度「交通空白」解消パイロット・プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）として、医療・福祉・教育等の多様な分野の関係者との連携・協働による「地域の輸送資源のフル活用」等に係る複数の取組を実施することで、地域における課題やその対応方法・手順等を整理するとともに、全国に展開できるようなノウハウを創出し、もって全国の「交通空白」の解消を図ることを目的とし、今回事業者を公募するものです。

2 事業内容

（1）対象事業

近年、人口減少・高齢化に伴う公共交通の担い手不足による供給制約や、病院・学校等の統合・集約の急速な進展等に伴う移動需要の増大など、地域における移動をめぐる社会課題が深刻化しています。

本プロジェクトは、こうした課題に対応し、あらゆる地域の輸送資源^{※1}をフル活用することにより、地域交通の持続可能性を高めるとともに、生活に不可欠な各分野のサービスの持続可能性の確保にも資する取組を推進するものです。

具体的には、

① 複数分野と連携した共同化・協業化

医療・福祉・教育等の交通以外の複数分野と連携し、地域輸送資源の共同化・協業化等により地域住民の移動手段を確保するため、地域における課題やその対応方法・手順等を整理し、地域の実情を踏まえた交通サービスの提供に向けて取り組む事業^{※2、※3、※4}

② 都道府県主導の体制構築

都道府県の主導のもと、複数市区町村でフル活用の取組を検討・実行していくための体制の構築を行う事業

を対象とします。

※1：地域輸送資源とは、交通事業者等が保有する車両・人員等に加え、病院・福祉施設・学校等の他分野の施設が保有する送迎用車両・人員等を含みます。

※2：「交通×医療・福祉」や「交通×教育・商業・観光」など、2つ以上の他分野の主体と連携して実施する事業であり、これらの主体間で、車両・ドライバー等のリソースや、運行管理・車両整備管理等の役務等について共同化・協業化を行うものを支援の対象とします。

※ 3 : 地域の家族送迎負担や、それに伴う労働機会損失、世帯所得・消費の低迷、子どもの学習・体験機会の喪失、高齢者の健康面への影響・社会保障費増大、観光消費の減退といった地域への悪影響などの程度緩和されるのか、波及効果の検証及び測定を行う事業を高く評価します。

※ 4 : すでに実証・実装しているフル活用の取組を前提に、その導入における課題やその対応方法・手順等を詳細に整理するほか、上記効果検証・測定を行う事業も支援の対象とします。

【他分野と連携した共同化・協業化のイメージ（①）】

- ・スクールバス、介護施設、福祉施設、スポーツクラブ等の送迎バスについて、遊休時間帯に当該車両やドライバーを活用した公共ライドシェアを運行することにより広く一般向けにサービスを提供
- ・スクールバスや病院の送迎バス等について、重複して運行されている路線バスやコミュニティバスに一本化し、需給を集約
- ・ホテル・旅館の送迎バスや商業施設の送迎バス等について、地域住民との混乗を可能とすることで広く一般に利用できるような形でサービスを提供

※実際の応募にあたってはこうした取組を複数分野との連携のもと実施いただく事業が支援の対象となります。

【都道府県主導の体制構築のイメージ（②）】

- ・都道府県内の関係部局に加え、複数市区町村も参画の上、分野横断的に地域の移動手段を確保するための検討体制を構築

（2）事業スキーム

本プロジェクトによる支援の対象事業については、公募により事業提案を募集し、国土交通省及び有識者等から構成される選定委員会を経て選定します。選定事業者は、国土交通省が別途本プロジェクトの業務を委託する民間事業者（株式会社みずほ銀行（以下、「事務局」という。））と受委託契約を締結し、事業を実施します。

（3）選定事業者の実施事項

選定事業者は、実証事業自体だけでなく、次に掲げる業務についても実施していただきます。業務の詳細は、事業選定後、国土交通省（各地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）又は事務局から別途連絡します。

① 事業計画書及び事業実施報告書の作成

事業を実施するにあたり、国土交通省又は事務局と調整のうえで、提案内容等をもとに、改めて事業計画書を作成いただきます。また、実証事業の終了時に、事業実施報告書を作成いただきます。本報告書では、事業の実施内容のほか、事業成果・課題の抽出・今後の展開に向けた方向性等を取りまとめることとします。作成にあたっては、事務局担当者がプロジェクト・マネージャーとして作業方針のすり合わせをさせていただきます。

※ 必要に応じて、国土交通省及び事務局等による現地での視察やヒアリングを実施する場合がございます。

② 事業進捗状況等の報告

事務局が実証事業の展開や事業の進捗状況等を把握し、選定事業者の支援を行うほか、経費執行管理の支援も行います。このため、事業実施期間中は、国土交通省や関係省庁又は事務局の求めにより、都度進捗状況等を事務局へ報告いただきます。

※ 報告書は令和9年2月までの事業実施結果をもとに作成のうえ提出いただく予定です。また、事業経過に応じて国土交通省又は事務局の求めにより中間報告を行っていただきます。

③ プラットフォーム会合等における情報発信

選定された事業は、プラットフォーム会合等においてその事業内容や進捗等を発表していただきます。その際の資料等の作成にご協力いただくほか、必要に応じ事業関係者による講演・発表をしていただく場合があります。その場合、国土交通省又は事務局から依頼の上実施していただきます。

(4) 事業実施期間

事務局との契約締結後から令和9年2月26日（金）まで

※ 事業開始時期は事務局との契約にて定めます。なお、採択は令和8年7月上旬頃を想定しており、その後準備が整った事業から事務局との契約締結を行うこととなります。

(5) 支援経費等

① 支援経費

本プロジェクトにおける個別事業の支援経費は、1件あたり上限4,000万円（税込）を目安とし、調査事業費として事務局から拠出します。

なお、基本的に実証事業にかかる経費全般が支援対象となりますが、以下の経費については対象外となりますのでご注意ください（事務局との契約締結時にご提出いただく見積書等にて支援対象外となる経費が確認できた場合は、契約前に事務局よりお知らせいたします。）。また、各経費に係る根拠書類（見積書・契約書・領収書・人件費の証憑書類等）もあわせてご提出いただきます。

最終的な支援額（契約上限額）については、応募主体から事務局への申告内容を踏まえ、国土交通省及び事務局で決定します。

【支援対象外経費の想定】

- ・本事業に従事しない者の人件費（委託費における一般管理費を除く）
- ・法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費
- ・国が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業に係る経費
- ・恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ・本事業目的以外の電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費（明確に本事業目的として他の経費と切り分けられる場合を除く）
- ・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・建築物の建設費
- ・親睦会に係る経費
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用

・振込等手数料（代引手数料を含む）、両替手数料、クレジットカード決済手数料等

・国の支出基準を上回る謝金及び旅費

※国の支出基準は、「国家公務員等の旅費に関する法律」等を、また国土交通省の謝金支払基準は以下 URL 等をご参照ください（招聘する者の役職等により変動します）。なお、謝金支払基準は改訂される場合がありますので、必ず最新の改訂版をご確認ください。

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4722ea5e-a3da-4874-8ca1-93eb8f82545b/378ce5e0/20260401_resources_honorarium_guideline_02.pdf

※運賃等の他に設備への付加料金を必要とするもの（航空機の上位クラス、JR 線のグリーン車等）については原則経費の対象外となります。

・車両（自転車、「マイクロモビリティ」等も含む（※））の購入費

※主に以下の交通モードを想定しております。

・道路交通法および道路運送車両法に定める自転車・原動機付自転車・軽車両

・「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」に定める側車付二輪自動車

・道路運送車両法施行規則第 3 5 条の 2 で定める軽自動車（検査対象外軽自動車）

・車両に係る自賠責保険、任意保険（自動車保険）や各種損害保険

・公租公課、収入印紙等

・事業開始前に事務局に提出する書類作成・提出に係る費用

・為替差損、コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、クラウドファンディング等における出資金

・借入金などの支払利息及び遅延損害金

・委託費に含まれる関係者の交通費及び謝金（委託契約において明確に国の支出基準の範囲内である単価・総額等が示され、そのすべての証憑書類を提出する場合を除く）

・説明会、講演等を実施する場合における参加者、聴講者の旅費

・交通モードの運賃、料金等の割引に充てる財源

・地方公共団体の補助金として拠出された費用

・その他、事業と無関係と思われる経費や、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※ 企画提案において提案事業の事業費（全体）の概算を記載いただきます。そのうえで、上記の支援経費額は上限目安であり、1 件あたりの支援経費については、提案内容や採択件数により調整させていただく場合があります。

※ 事業の一部を再委託する場合は、応募時に委託事業者と委託内容を記載ください。なお、事業の主たる部分の再委託はできません。

② 対象経費の計上期間

対象経費の計上期間は、原則として、国土交通省及び外部有識者等により構成される選定委員会によって事業採択が決定した後、事務局との契約にて定めた事業開始日から、令和 9 年 2 月 26 日（金）までを対象とします。契約締結日前に発生した経費や、締結された事務局との契約に基づく経費以外については支援対象外となります。

③ 対象経費の精算

対象経費については、事業完了後に事務局が精査した上で事業者に支出する精算払いとなります。精算までの間の資金については事業者で確保するとともに、精算の際には、発生経費に関する証拠書類（契約書・領収書・人件費の証憑書類等、原本である必要のある書類以外は写しでも可）を提出していただきます。

3 事業主体要件

本プロジェクトによる事業の事業主体（応募主体）は、次の（１）又は（２）の要件を満たす者とします。

（１） ２（１）①の必須要件

① 以下のいずれかの者であること。

- ・事業実施地域の地方公共団体

※都道府県が申請する場合は、事業実施地域内のすべての市区町村との共同申請が必須となります。

- ・事業実施地域の地方公共団体を中心に構成される協議会等（代表者は地方公共団体であること）

② 「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」の会員であること。

- ・都道府県が事業主体となる場合は、共同申請するすべての市区町村も同プラットフォームの会員であること。

- ・協議会等が事業主体となる場合は、当該協議会等自身又はその代表者が同プラットフォームの会員であること。

③ 国土交通省が実施する令和７年度「交通空白」リストアップ調査（令和８年２月実施）に回答していること。

- ・都道府県が事業主体となる場合は、共同申請するすべての市区町村がリストアップ調査に回答していること。

- ・協議会等が事業主体となる場合は、当該協議会等の代表者及び構成員であるすべての市区町村がリストアップ調査に回答していること。

④ 本事業の応募主体及びその構成員に、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらと関係する者が含まれていないこと。

（２） ２（１）②の必須要件

① 事業主体が都道府県であること。

② 事業主体が「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」の会員であること。

③ 本事業の応募主体及びその構成員に、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらと関係する者が含まれていないこと。

4 企画提案内容

本プロジェクトにおける事業の応募にあたっては、企画提案の内容について、下記に示す各様式に記載いただきます。なお、必要に応じ参考資料を付しても構いません（その際は、様式のどの部分の内容に関する参考資

料かを明示してください。）。

なお、様式については、「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム特設サイトにも5月18日（月）14時より公開しております。

（URL）<https://kaisyopf.mlit.go.jp/>

（1）2（1）①の提出書類

1 応募様式 A-1（Power Point 形式）

様式 B-1 の内容をもとに、事業の概要等について必要項目に沿って記載してください。

2 応募様式 B-1（Word 形式）

以下内容について、応募様式上に記載している注意事項を踏まえ、記載してください。

・事業主体概要

各構成員の本事業における役割・事業主体等との関係性についても記載してください。

・地域の現状・課題認識・ビジョン

交通分野以外との連携により、どのような発展性が生まれるかについても記載してください。

・事業実施内容等

交通分野以外との連携に当たっての課題とその対応方針についても記載してください。

・効果検証方法

見込まれる事業効果及びその検証方法（KPI・KGI、検証手法等）について、定量・定性的な指標も含め具体的に記載してください。

・事業期間終了後の展開

本格運行への移行や事業の実装、あるいはさらなる実証の実施等、事業期間終了後の予定や今後の取組・ロードマップについて記載してください。

（2）2（1）②の提出書類

1 応募様式 A-2（Power Point 形式）

様式 B-2 の内容をもとに、事業の概要等について必要項目に沿って記載してください。

2 応募様式 B-2（Word 形式）

以下内容について、応募様式上に記載している注意事項を踏まえ、記載してください。

・事業主体概要

各構成員における分野別の役割・事業主体等との関係性についても記載してください。

・地域の現状・課題認識・ビジョン

事業主体が把握している、市区町村の現状や課題の認識についても記載してください。

・事業実施内容等

交通分野以外との連携に当たっての課題とその対応方針についても記載してください。

・効果検証方法

見込まれる事業効果及びその検証方法（KPI・KGI、検証手法等）について、定量・定性的な指標も含め具体的に記載してください。

・事業期間終了後の展開

本格運行への移行や事業の実装、あるいはさらなる実証の実施等、事業期間終了後の予定や今後の取組・ロードマップについて記載してください。

5 対象事業の選定

(1) 選定方法

事業の選定にあたっては、申請期限までに提出があった提案の中から、国土交通省及び外部有識者等により構成される選定委員会において選定を行い、令和8年7月上旬頃に採択事業を決定・公表する予定です。

(2) 選定基準

応募様式について以下の評価基準により審査を実施します。また、事業内容について必要に応じてヒアリングを実施することとし、ヒアリング対象となった申請については、国土交通省及び事務局から対象となる事業者へ別途連絡します。

① 2 (1) ①の場合

形式審査

- ・応募様式に必要項目が記載されていること。
- ・事業主体が3(1)の要件を満たしていること。
- ・2つ以上の他分野の主体と連携して実施する事業であり、これらの主体間で、車両・ドライバー等のリソースや、運行管理・車両整備管理等の役務等について共同化・協業化を行うものであること（2(1)参照）。

※：すでに実証・実装している上記のようなフル活用の取組を前提に、その導入における課題やその対応方法・手順等を詳細に整理するほか、地域の家族送迎負担や、それに伴う労働機会損失、世帯所得・消費の低迷、子どもの学習・体験機会の喪失、高齢者の健康面への影響・社会保障費増大、観光消費の減退といった地域への悪影響がどの程度緩和されるのか、波及効果の検証及び測定を行う事業も支援の対象とします。

内容審査

以下の項目に関して、審査を実施します。なお、太字・下線部分を満たしている事業については、高く評価いたします。

- ・事務局の伴走支援のもと本事業を的確に遂行する体制・人員等を有すること。
- ・複数分野との連携に当たり、事業実施に必要な関係者が実質的に事業に参画し、それぞれの関係者の役割・関係性が明確化されているとともに、これらについて関係者間で合意が取れていること。
- ・事務局との受委託契約を支障なく締結し、それに基づき事業を目的に沿って進められること。
- ・データを活用した定量的な分析を含め、地域の現状・課題の的確な分析に基づいた事業設計となっていること。
- ・「交通空白」の解消や持続可能性の高い地域交通の実現に向け、地域としてどのような姿を目指すのかといったビジョンや、それに向けて本事業においてどのように課題を整理し、課題解決につなげていくのかと

いうロードマップが（本事業の期間終了後も含め）、具体的かつ現実的なスケジュールとともに設定されていること。

・地域公共交通計画への将来的な位置づけを前提に実施する事業であること。

・地域の家族送迎負担や、それに伴う労働機会損失、世帯所得・消費の低迷、子どもの学習・体験機会の喪失、高齢者の健康面への影響・社会保障費増大、観光消費の減退といった地域への悪影響がどの程度緩和されるのか、波及効果の検証及び測定を行う事業であること。検証方法及び測定方法について、具体的な提案がなされていること。

② 2 (1) ②の場合

形式審査

- ・応募様式に必要項目が記載されていること。
- ・事業主体が3(2)の要件を満たしていること。
- ・事業主体である都道府県における2つ以上の他分野の部局と連携した体制を構築する事業であり、当該都道府県内の複数の市区町村も参画の上、地域輸送資源のフル活用等についての検討・実行を行うものであること。

内容審査

以下の項目に関して、審査を実施します。

- ・事務局の伴走支援のもと本事業を的確に遂行する体制・人員等を有すること。
- ・複数分野との連携に当たり、事業実施に必要な関係者が実質的に事業に参画し、それぞれの関係者の役割・関係性が明確化されているとともに、これらについて関係者間で合意が取れていること。
- ・事務局との受委託契約を支障なく締結し、それに基づき事業を目的に沿って進められること。
- ・データを活用した定量的な分析を含め、地域の輸送資源等に係る現状・課題の的確な分析を行う事業となっていること。
- ・「交通空白」の解消や持続可能性の高い地域交通の実現に向け、地域としてどのような姿を目指すのかといったビジョンや、それに向けて本事業においてどのように課題を整理し、課題解決につなげていくのかというロードマップが、（本事業の期間終了後も含め）具体的かつ現実的なスケジュールとともに設定されていること。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募主体に対して採択結果を通知するとともに、国土交通省のホームページにおいて、応募主体名、事業概要等について公表するほか、「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム会合等で事業内容等について報告いたします。（これに加え、2(3)③に記載のとおり、必要に応じ事業関係者による講演・発表をしていただく場合があります。）

6 応募手続き

(1) 公募期間

令和8年5月18日（月）～令和8年6月15日（月）16:00（必着）

（2）提出書類

下記の各様式に必要な事項を記入のうえ、電子ファイルを電子メールにて提出して下さい。紙媒体や CD-ROM 等の電子媒体を郵送・持込等の方法で提出することはできません。

各様式については、「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム特設サイトにも5月18日（月）14時より公開しております。

（URL）<https://kaisyopf.mlit.go.jp/>

【提出書類一覧】

1 2（1）①の場合

イ) 企画提案概要書（様式 A-1）

ロ) 企画提案様式（様式 B-1）

ハ) その他 提案書の内容を補足する資料（任意）

※ イ）、ハ）はパワーポイント形式、ロ）は word 形式で提出してください。

2 2（1）②の場合

イ) 企画提案概要書（様式 A-2）

ロ) 企画提案様式（様式 B-2）

ハ) その他 提案書の内容を補足する資料（任意）

※ イ）、ハ）はパワーポイント形式、ロ）は word 形式で提出してください。

（3）連絡・提出先

「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム事務局（担当：西村・中村・眞下・梅澤）

E-mail：hqt-kaisyo_pf@gxb.mlit.go.jp

TEL：03-5281-5492

（注意点）

- 電子メールの件名は「令和8年度『交通空白』解消パイロット・プロジェクト第1弾への応募について」としてください。
- 電子データのファイル容量は 10MB 以内としてください。やむを得ずファイル容量が 10MB を超える場合は担当者へお問い合わせください。
- 提出期限までに到達しなかった応募申請は無効とします。応募者は、提出書類の提出後、メールの受信を上記連絡先まで電話で確認してください。
- 上記電話番号は常時留守番電話で承っております。担当者にてメッセージを確認のうえご連絡いたしますので、必ず「ご所属」「お名前」「ご用件」をメッセージに残してください。
- 事業内容に関するお問い合わせは、原則メールにてご連絡ください。
- 提出書類の確認に関するご連絡は、担当者による確認後、原則メールにて結果を回答いたします。
- ヒアリング対象となった応募については、事務局から応募者へ別途連絡します。

7 留意点

（1）申請内容等について

- 実現見込みのない取組については記載しないでください。そうした事実が事後的に発覚した場合は、支援金の交付中止又は返還請求を行う場合があります。
- 選定にあたっては、書面審査に加えて、必要に応じてヒアリングを行います。なお、申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された書類等については、選定委員会の委員等に提供します。
- 国土交通省及び事務局等との連絡窓口となる担当者は、必ず事業主体（協議会等の場合はその代表者）に所属する方をご登録ください。事業主体の委託先や、協議会等の一構成員等の担当者を登録することはできません。
- 採択にあたって合意した事項が行われない若しくは守られない場合又は申請書に虚偽の記載を行った若しくはヒアリング時に虚偽の申告を行った場合は、採択を無効とします。事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も支援金の交付中止又は返還請求を行う場合があります。
- 提出書類に記載する内容は、国土交通省及び事務局における資料作成に使用する可能性があります。公表を前提として作成してください。

（2）事業期間中について

事務局担当者がプロジェクト・マネージャーとして選定された各実証事業の進捗・方向性について把握し、事業実施に向けた分析・調査や事業推進の支援を行います。併せて、経費の執行管理については事務局が伴走支援を行います。プロジェクト・マネージャーから依頼した事項については、着実に対応をお願いします。

- 本公募申請に係る経費等については、事業採択前に発生する経費であり、支援の対象とはなりません。
- 事業の選定を受けた者は、通知を受けた後に当該事業の内容を変更する場合又は当該事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に事務局を通じて国土交通省の承認を得なければならないこととします。ただし、事務局の支援のなかで、事実関係の確認や意見に応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。
- 本事業は、令和 8 年度の単年度事業となりますが、事業の横展開等に活用するため、令和 9 年度以降においても、国土交通省が必要と判断した場合、取組の進捗等について関係者へ聴取することや、事業成果の発表を求める場合があります。
- 事業経費の執行状況については、適宜事務局の求めに応じ報告をいただきます。
- 事業実施者は、実証事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払い領収書等）を整理し、事業終了後 1 年間保存しなければなりません。

（3）メディアからの問合せ等について

- メディア等（インターネット記事も含む）から事業について問合せや取材等があった場合、遅滞なく事務局に連絡するとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送などされる場合には、あらかじめ速やかに事務局にその内容を報告してください。事実と異なる内容等を確認した場合は、必要に応じ、国土交通省から修正指示を行う場合があります。

（4）その他

- 実証期間中及び終了後（翌年度以降を含む）において、国土交通省又は事務局における PR 映像

撮影（画像等の提供も含む）、報道機関への発信、イベントや広報活動等に協力いただく場合があります。

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者から開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 本事業で作成した事業実施報告書等の提出資料の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、国土交通省に帰属するものとします。また、ご提出いただいた資料は国土交通省から公表することがあります。